

## 昇任選考基準の取扱いについて

「公立大学法人山口県立大学教員の昇任に関する選考基準」附則第3項の取扱いについては、以下のとおりとする。

公立大学法人山口県立大学教員の昇任に関する選考基準附則第3項に定める者については、第5条中「助教」とあるのは「助教又は助手」と読み替えるものとする。

### ■ 参考 公立大学法人山口県立大学教員の昇任に関する選考基準(抜粋)

(趣旨)

第1条 この基準は、公立大学法人山口県立大学教員の採用及び昇任の手続きに関する規則第10条第2項及び第11条第1項の規定に基づき、教員の昇任に関する基準について必要な事項を定める。

(選考の基準)

第2条 昇任候補者の選考は、職位に応じ次条から第5条までに規定するそれぞれの資格を有し、かつ、その職位にふさわしい人事評価結果を得ているかどうかに基づいて行うものとする。

(教授の資格)

第3条から第4条

～ 略 ～

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、本学において3年以上助教の経歴があり、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

附 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行し、平成19年度昇任に係る審査から適用する。ただし、人事評価に係る部分については、平成22年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、「准教授」とあるのは、「准教授又は助教授」と読み替えるものとする。
- 3 施行日において助手の職にある者に対する第5条の適用については、別に定める。